

特集：雇用保険法等の一部を改正する法律案のポイント 2

失業等給付に係る料率が2/1000ずつ引き下げに

政府は1月29日、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。法案は雇用保険法、労働保険徴収法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、高齢者雇用安定法などの一部改正をあわせたもの。雇用保険関係、介護休業関係、育児休業関係のポイントを解説する。

好評連載

- ◆「多様な働き方」時代の賃金設計 [9]32
月例賃金の組み立て方(2)
 株式会社プライムコンサルタント 田中博志
- ◆人手不足時代の採用活動のあり方 [5]40
女性活躍推進法
 社会保険労務士 田代英治
- ◆これで安心！ストレスチェックの実施実務 [4]46
ストレスチェック実施前に決めること-②実施方法・手段・体制-
 医師・労働衛生コンサルタント さくらざわ博文
- ◆職場トラブル解決のヒント！ [22]56
賃金カットなど不利益変更が認められる場合とは？
 弁護士 向井蘭
- ◆全国ハローワーク探訪 [631]60
今ハローワークに求められていること
 大分・宇佐公共職業安定所 宮下和久

ニュース

「行動計画」の公開先として利用可能に（厚労省が「女性の活躍推進企業データベース」をネット上に開設）／マタハラは2割強、セクハラは約3割が経験（労働政策研究・研修機構がマタハラ、セクハラの実態調査を公表）／同一労働同一賃金の法制化に向け準備（第5回「一億総活躍国民会議」で安倍首相が指示）／73.9%の事業場で法違反が認められる（過重労働解消キャンペーンの重点監督結果）／今月の資料室..... 18
 < Labor Radar vol.58 > 22

労務相談室

残業した時間分だけ翌日の労働時間を短くする／相殺は可能か..... 58

編集後記

..... 64